

○(仮称)横須賀市環境教育・環境学習推進協議会設置要綱(案)

| 環境教育・環境学習ネットワーク会議設置要綱 | (仮称)横須賀市環境教育・環境学習推進協議会設置要綱 |
|--|---|
| <p>○環境教育・環境学習ネットワーク会議設置要綱</p> <p style="text-align: right;">平成21年8月1日</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン(平成20年3月25日市長決裁)に基づき、環境教育・環境学習の取組みの主体である市民、地域、市民活動団体、学校及び事業者と連携しながらこれらの取組みを推進するために、環境教育・環境学習ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 環境教育・環境学習に取り組む各主体間の連携及び協働に関すること。</p> <p>(2) 横須賀市環境教育・環境学習マスタープランに関連する市の施策のアドバイスをを行うこと。</p> <p>(3) 各主体における環境教育・環境学習の取組みの具体的事業を検討すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 ネットワーク会議の構成員は、16人以内とする。</p> <p>2 ネットワーク会議は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 環境教育・環境学習に関し専門的知識を有する者、市民活動団体の関係者、学校関係者及び事業者の代表者のうちから市長が依頼した者</p> <p>(2) 市職員</p> <p>3 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(座長)</p> <p>第4条 ネットワーク会議に座長及び副座長を置き、構成員が互選する。</p> <p>2 座長は、ネットワーク会議の会務を総理し、会議の議長となる。</p> | <p>○横須賀市環境教育・環境学習推進協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">令和4年4月1日</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 環境基本条例(平成8年3月27日条例第26号)第18条に基づき、環境教育・環境学習の取組みの主体である<u>市民、事業者、又は市民及び事業者の組織する団体(以下「市民団体」という。)</u>及び学校と連携しながらこれらの取組みを推進するために、横須賀市環境教育・環境学習推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 環境教育・環境学習に取り組む各主体間の連携及び協働に関すること。</p> <p>(2) 横須賀市の環境教育・環境学習の推進に関するアドバイスをを行うこと。</p> <p>(3) 各主体における環境教育・環境学習の取組みに関する情報発信や普及啓発に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会の会員は、16人以内とする。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 環境教育・環境学習に関し専門的知識を有する者</p> <p>(2) 事業者の代表者</p> <p>(3) 市民団体の関係者</p> <p>(4) 学校関係者</p> <p>(5) 市職員</p> <p>3 会員の任期は、2年とする。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会員が互選する。</p> <p>2 会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。</p> |

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ネットワーク会議の会議は、座長が招集する。

2 ネットワーク会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、環境政策部環境企画課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、ネットワーク会議の同意を得て座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(任期の特例)

3 第3条第3項の規定にかかわらず、任期の始期が令和3年8月1日となる構成員の任期は、令和4年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の環境教育・環境学習ネットワーク会議設置要綱(以下「改正前の要綱」という。)第3条第2項の規定により環境教育・環境学習ネットワーク会議の委員に委嘱されている者は、改正後の環境教育・環境学習ネットワーク会議設置要綱(以下「改正後の要綱」という。)第3条第1項に規定する環境教育・環境学習ネットワーク会議の構成員とみなす。この場合において、その構成員の任期は、改正後の要綱第3条第3項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日において引き続き改正前の要綱の規定による委員であった場合の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、必要に応じて会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境政策部環境企画課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の同意を得て会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

※設置根拠を環境基本条例とする理由

法に基づき協議会を設置することができるが、法第八条の二第3項で「都道府県及び市町村は、前項第四号(関係する国民、民間団体等、学識経験者その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者)に掲げる者を決定するに当たっては、公募の方法により行うよう努めるものとする。」とあり、公募に努めない(公募しない)ことから、条例を根拠とするもの。

第1条下線部分は、脱炭素関連条例制定案との整合を図るもの